

議第四十一号

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和八年二月二十六日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県農林関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表十一の表中三の項を十四の項とし、二の項を十三の項とし、同項の前に次のように加える。

<p>七 法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十九条第一項に規定する高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査</p>	<p>動物用高度管理 医療機器等販売 業等許可申請手 数料</p>	<p>一件につき</p>	<p>二九、〇〇〇</p>
<p>八 法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第三十九条第六項に規定する高度管理医療機器等の販売業又は貸与業に係る許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>動物用高度管理 医療機器等販売 業等許可更新申 請手数料</p>	<p>一件につき</p>	<p>一一、〇〇〇</p>
<p>九 法第四十条の五第一項に規定する再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>動物用再生医療 等製品販売業許 可申請手数料</p>	<p>一件につき</p>	<p>二九、〇〇〇</p>
<p>十 法第四十条の五第六項に規定す</p>	<p>動物用再生医療</p>	<p>一件につき</p>	<p>一一、〇〇〇</p>

る再生医療等製品の販売業に係る許可の更新の申請に対する審査	等製品販売業許可更新申請手数料		
十一 一の項、七の項又は九の項に規定する許可に係る許可証の書換え交付	動物用医薬品販売業許可証等書換え交付手数料	一通につき	二、四〇〇
十二 一の項、七の項又は九の項に規定する許可に係る許可証の再交付	動物用医薬品販売業許可証等再交付手数料	一通につき	三、三〇〇

別表十一の表一の項中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）」及び「同法」を「法」に改め、同項を同表六の項とし、同項の前に次のように加える。

一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号。以下この表において「法」という。）第二十四条第一項に規定する医薬品の販売業の許可の申請に対する審査	動物用医薬品販売業許可申請手数料	一件につき	二九、〇〇〇
二 法第二十四条第二項に規定する医薬品の販売業に係る許可の更新の申請に対する審査	動物用医薬品販売業許可更新申請手数料	一件につき	一、〇〇〇
三 法第三十三条第一項に規定する医薬品の配置販売業者又はその配置員に対する配置従事者の身分証明書（以下この表において単に「身分証明書」という。）の交付	動物用配置従事者身分証明書交付手数料	一通につき	七、一〇〇

四 身分証明書の書換え交付	動物用配置従事者身分証明書 換え交付手数料	一通につき	一、四〇〇
五 身分証明書の再交付	動物用配置従事者身分証明書再 交付手数料	一通につき	三、三〇〇

別表二十の表一の項中

一、六一〇

を

に改

農業保険法施行規則
(平成二十九年農林水産省令第六十三号) 第百十七条第一項の規定により診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める家畜共済診療点数表(以下この表において「点数表」という。)中B種の点数に
より一点の単価を一〇円として算定した額

め、同表一の項中

一、一〇〇

を

点数表中B種の点数に
より一点の単価を一〇
円として算定した額

に改め、同表

三の項中「農業保険法施行規則(平成二十九年農林水産省令第六十三号)第百十七条第一項の規定により診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める家畜共済診療点数表(以下この表において「点数表」という。)」を「点数表」に改め、同

点数表中B種の点数に

表七の項中

八〇〇

を

より一点の単価を一〇
円として算定した額

に改め、同表八の項

中「1型子牛虚弱症候群の」を「IARS異常症の」に、「1型子牛虚弱症候群検査手数料」を「IARS異常症検査手数料」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

提 案 説 明

家畜妊娠診断手数料の額を改定する等のため、この条例を定めようとする。